

第三期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 第三期武蔵野市学校教育計画（仮称）（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項について検討等を行うため、第三期武蔵野市学校教育計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 武蔵野市の学校教育を推進するための施策について調査し、及び検討すること。
- (2) 計画の案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から平成31年12月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、委員会

が指示する事項を実施するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総括し、必要に応じて会議を招集する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングスタッフ)

第8条 委員会の検討に必要な資料の作成その他委員会の補佐をするため、委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

- 2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(報酬等)

第9条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項及び第7条第3項の規定により、市長と協議のうえ、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育企画課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

学識経験者
武蔵野市立小学校の校長を代表する者
武蔵野市立中学校の校長を代表する者
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者
公募による市民
教育部長

別表第2（第7条関係）

教育部長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課
教育部教育調整担当課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長